

令和 8 年 第 2 回

広陵町議会定例会議員提出議案

議員提出議案第 4 号 就労継続支援 A 型事業所の経営安定と制度の
抜本的見直しを求める意見書について

[1 頁]

議員提出議案第 5 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助
制度の創設を求める意見書について

[4 頁]

議員提出議案第 6 号 学校給食用パンへの異物混入事案に係る衛生
管理の徹底、迅速な対応及び責任関係の明確
化を求める意見書について

[6 頁]

議員提出議案第 4 号

就労継続支援 A 型事業所の経営安定と制度の抜本的見直しを求める
意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 8 年 6 月 26 日提出

提出者	広陵町議会議員	小 原 薫
賛成者	同	谷 内 和 昭
賛成者	同	吉 川 司
賛成者	同	笹 井 由 明
賛成者	同	谷 禎 一
賛成者	同	青 木 義 勝
賛成者	同	山 田 美津代

就労継続支援A型事業所の経営安定と 制度の抜本的見直しを求める意見書

就労継続支援A型事業所は、障がい者が雇用契約に基づき働きながら一般就労を目指す場として、障がい者の経済的自立と社会参加に重要な役割を果たしている。

しかし、2024年度の報酬改定により、生産活動収支等を重視した評価体系が導入され、制度運用上の課題が生じている。一般就労へ移行した利用者が増えることで事業所の生産性が低下し、基本報酬の減少につながる場合があるほか、支援に配慮を要する利用者の受け入れにも影響が懸念されている。

また、物価高騰や最低賃金の上昇に加え、加工賃や委託単価の低迷により、多くの事業所が厳しい経営状況に置かれている。厚生労働省によれば、2024年度の障がい者解雇者数は9,312人と過去最多となり、その約8割をA型事業所利用者が占めている。

よって、障がい者の就労機会と地域生活を守るため、国において下記の事項について必要な措置を講じるよう強く求める。

記

1 制度の見直し

一般就労への移行実績を適切に評価するとともに、生産性のみを過度に重視することなく、福祉的支援を必要とする障がい者を安定的に受け入れられる報酬体系へ見直すこと。それと同時に、不正請求を防ぎ、自治体の財政負担軽減を図ること。

2 物価高騰・賃金上昇への支援

最低賃金の上昇や物価高騰の影響を受けるA型事業所に対し、経営安定化に向けた財政支援等の必要な措置を講じること。

3 利用者支援体制の強化

事業所の閉所や利用者解雇が発生した場合において、利用継続や再就労に向けた相談支援等を迅速に実施できる体制を整備すること。

4 生産活動支援の強化

障がい福祉事業所が行う生産活動について、加工賃・委託単価の適正化に向けた価格転嫁支援や、販路拡大、官公需の優先発注等の支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

奈良県広陵町議会議長 青木 義勝

内閣総理大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
財務大臣 片山 さつき 様

議員提出議案第 5 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の
創設を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 8 年 6 月 26 日提出

提出者	広陵町議会議員	小 原 薫
賛成者	同	谷 内 和 昭
賛成者	同	吉 川 司
賛成者	同	笹 井 由 明
賛成者	同	谷 禎 一
賛成者	同	青 木 義 勝
賛成者	同	山 田 美津代

加齢性難聴者の補聴器購入に対する 公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど「生活の質」を落とす大きな原因になります。また、認知症の危険因子であることも指摘されています。誰にでも起こる可能性があり、65歳から急増し、60代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上の頻度という研究結果が出ています。

加齢性難聴には根本的な治療法はなく、補聴器相談医の指導のもとに適切な補聴器を選ぶことが大切とされています。しかし、日本の補聴器使用率は欧米諸国に比べて低い状況です。補聴器は片耳あたり概ね3万円～20万円と高額な医療機器でありながら、日本では公的補助制度が整備されていないことが、その要因と考えられます。

障害者総合支援法の補装具費支給制度は、高度・重度難聴レベルが対象で、中等度・軽度の難聴は給付対象になりません。また、購入後に医療控除を受けられる場合があるものの非課税の方にはメリットがありません。政府の方針では70歳までの雇用機会の確保を企業に求めるなど、高齢者の社会参加を促進する方向性を示しています。しかし、耳が聞こえにくい、聞こえないということは、そうした社会参加への大きな障害となります。加齢性難聴者に対する補聴器使用の推進を図ることで、生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、社会参加への意欲が高まることや認知症の予防を含め、健康寿命の延伸にもつながることが期待されます。

よって、国において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を早急に創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

奈良県広陵町議会議長 青木 義勝

内閣総理大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
財務大臣 片山 さつき 様

議員提出議案第 6 号

学校給食用パンへの異物混入事案に係る衛生管理の徹底、
迅速な対応及び責任関係の明確化を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 8 年 6 月 26 日提出

提出者	広陵町議会議員	小	西	栄	枝
賛成者	同	吉	川		司
賛成者	同	八	尾	春	雄
賛成者	同	谷	内	和	昭
賛成者	同	坂	口	友	良
賛成者	同	谷		禎	一

学校給食用パンへの異物混入事案に係る衛生管理の徹底、 迅速な対応及び責任関係の明確化を求める意見書

平素より、本町の学校教育及び学校給食の安全・安心の確保に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年5月19日、本町立小学校において提供された学校給食用パンに異物が混入していた事案が発生しました。児童が喫食中にパンの中の異物を発見し、学校及び教育委員会において当該児童への健康観察、保護者への説明、納入業者への検査依頼等の対応が行われたところであります。

学校給食は、児童生徒の健やかな成長を支えるものであり、児童生徒及び保護者にとって、その安全性に対する信頼は極めて重要です。今回の事案は、幸い重大な健康被害が確認されていないとしても、児童が給食中に異物を発見した事実そのものが、児童本人及び保護者に大きな不安を与えるものであります。

本町としても、発生後の初動対応、情報共有、保護者への説明の時期及び範囲等について、検証すべき点があるものです。一方で、当該パンは、県の学校給食物資供給体制のもとで納入されたものであり、納入業者に対する日常的な衛生管理、製造工程の点検、異物混入防止策の確認及び指導が十分に機能していれば、防げた可能性のある事案であると考えます。

また、異物がカビであった旨の検査結果が報告された後も、当該業者による給食用パンの提供停止等の対応に至るまで一定の期間を要したことについては、児童生徒及び保護者の不安、並びに学校給食に対する信頼の観点から、より迅速かつ明確な判断が必要であったと考えます。

さらに、新聞報道等においては、本件が「広陵町の学校給食におけるパンへの異物混入」として取り上げられており、本町の学校給食全体に対する信頼や町のイメージにも影響が生じております。しかしながら、本件は一自治体のみの問題にとどまるものではなく、県内の学校給食における物資供給体制、納入業者への衛生管理指導、事故発生時の対応判断の在り方に関わる重大な課題であります。

特に、児童が給食中に異物を発見したことにより、今後、当該児童に精神的苦痛等が生じたとして、保護者等から損害賠償又は慰謝料等の申し立てがなされる可能性も否定できません。そのような場合に、本町のみが対応及び負担を負うことは、県の学校給食物資供給体制のもとで納入された物資に起因する事案であることを踏まえれば、適切とは言い難いものです。

つきましては、児童生徒の安全・安心を最優先に、同様の事案を二度と発生させないため、また、学校給食への信頼回復を図るため、下記の事項について強く求めます。

記

- 1 学校給食用パン等を納入する指定業者又は登録業者に対し、製造工程、原材料管理、保管、配送に至るまでの衛生管理及び異物混入防止対策を改めて徹底すること。
- 2 県又は県給食会において、納入業者に対する衛生管理基準、点検体制、指導内容及び指導記録を明確化し、必要に応じて立入確認、報告徴取、改善指導を行うなど、実効性のある管理体制を構築すること。
- 3 異物混入等の事案が発生した場合には、検査結果の判明後、関係市町村、学校、保護者への情報共有、当該業者への指導、納入継続の可否等について、速やかに判断・実施できる危機管理体制を整備すること。
- 4 今回の事案について、異物混入の原因、製造工程上の問題点、当該業者に対して行った指導内容、再発防止策、及び当該業者による改善状況を、関係自治体に対して丁寧かつ速やかに説明すること。
- 5 児童本人又は保護者から、健康被害、精神的苦痛、その他の損害について申し立てがなされた場合には、県、県給食会、納入業者及び関係市町村の責任関係、対応窓口、費用負担、補償又は損害賠償の在り方について、県が主導して整理し、町のみが対応及び負担を負うことのないよう、明確な方針を示すとともに、誠意をもって対応すること。
- 6 当該事案が納入業者の製造、保管、配送又は衛生管理上の不備に起因する場合には、当該業者に対し、再発防止策の履行を求めるとともに、必要に応じて損害賠償、補償又は求償を含む適切な対応を行うこと。
- 7 本件を県内全体の学校給食の安全管理に係る課題として捉え、県、県給食会、市町村教育委員会及び納入業者が連携し、異物混入発生時の対応マニュアル、情報共有基準、保護者説明基準及び業者指導基準を整備すること。
- 8 本町の学校給食に対する信頼回復のため、本件が広陵町単独の管理不備によるものではなく、県の学校給食物資供給体制における衛生管理及び業者指導の在り方にも関わる事案であることを踏まえ、県としても必要な説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。なお、この意見書に関する回答は、令和8年7月21日までに寄せられるよう、併せて申し入れます。

令和8年6月26日

奈良県広陵町議会議長 青木 義勝

奈良県知事 山下 真 様
奈良県教育委員会教育長 大石 健一 様